

長崎県公立大学法人
理事長 太田 博道 様

平成21年7月24日

長崎県公立大学法人 長崎県立大学 看護栄養学部 教授
久木野 憲司

〒810-0042
福岡市中央区 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
代理人弁護士 [REDACTED]

〒850-0033
長崎市万才町 [REDACTED]
[REDACTED]
代理人弁護士 [REDACTED]

平成21年7月17日付け（21長県大シ第109号）の文書「記録等の提出について」に対し、回答申し上げます。

このたびの本書状（21長県大シ第109号）文書におきましても、

「あらためて申し上げますが、当法人が記録等の提出を求める理由が、貴職の勤務実態を把握することにあることは十分に理解されているはずです。」

それに対して、貴職は様々な条件を付していますが、貴職の勤務実態を把握するという目的に対する直接の回答にはなっておりません。」

と記されております。

久木野は、従前から申し上げております通り、教員間の平等原則違反を招来する違法行為になるようなねらい打ち的調査は、許されない旨、労働法の専門家等のアドバイスを得たうえで、お答えしております。

再度、肝要の部分を再録いたします。

<前書翰の引用 平成21年7月7日付>

久木野の勤務実態を把握するためには、勤務の条件が明示されていなければ、調査対象になった本人だけが不意打ちを受けることになりかねません。また、貴学の法人化以降における教員の勤務条件が、県庁職員と同様であったとすれば、別途、多額の超過勤務手当の請求も、多数の教員の共同訴訟として考えられるところです。久木野についても、土日祝日出勤や深夜勤務（実験等による）に対して、相当額の超過勤務報酬（いわゆる残業代）の請求も可能になるかと存じます。あくまで、本書状（21長県大シ第97号）は、貴職自身が記されている「他の教員とのバランスの問題、あるいは不利益に利用される虞があるからということ」を録音の許可の上で述べていることに対して、何らお答えになっているものではありません。

上記に転載しました前回の当方書面（字下げによる小さな太字の部分）につき、熟読いただきました上で、以下の諸点もご考慮ください。独立の大学法人である貴学に対して、何らかの外部からの圧力もなく、単に、常例として行われている教員の勤務実態調査に過ぎない、というものでありましたら、ご協力をするのにやぶさかではありません。しかし、貴学関係者からの少なからぬ通報によりますと、久木野のみが対象に兼業実態を調べられているようであり、報告書によれば、久木野にあつては、新聞報道によれば数年間に66日間の欠勤ということですが、それをほるかに上回って勤務日に学内に不在であった教員がいることも把握しております。他方で、週40時間労働を遙かに超える勤務をしている教員の实態も把握しております。いずれも、貴学から勤務実態調査を受けたとは聞いておりません。

県議会や県庁の意向とは別に、「独立」大学法人としての独立した判断としてこのような調査が行われているとすれば、それは「パワーハラスメント」であると同時に、久木野の学問の自由の侵害（重大な人権侵害の問題）でもあります。

本年7月17日付け書翰では、貴法人こそ、何一つ、論理的根拠のある回答をなされないばかりか（「貴職の勤務実態を把握する」こと自体を「目的」とされているにも拘らず、特定の者だけの勤務実態を把握することが正当化される明確な根拠を何ら示されていないため、詰まるところ、久木野の勤務実態を把

握して何らかの対応をすることが「目的」と言わざるを得ません。)、反って「当法人においてはこれを踏まえて今後の対応を行いますので、ご承知おきください。」という強圧的かつ手続的正義の観念の片鱗もない記述をもって閉じられております。

これは、適正手続や平等原則の思想を一顧だにしないもので、法を適用して人事管理を行って人事の範を示すべき大学としてはあるまじき人事姿勢であると思料いたします。

再度、冷静に、貴大学が調査手続を開始されるに至った経緯を、政治的側面からのご考慮になり、汚点を残す人事手続をなされないように申し上げて、貴学の書翰に対する回答といたします。

以上